

資料編

資料編

1 小林市子ども・子育て会議

(1) 小林市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日
条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、小林市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所管事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に規定する事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例(平成18年小林市条例第52号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和5年3月27日条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名
1	廣 崎 真 美	小林市教育委員会 教育委員
2	大 牟 田 博 昭	小林市社会福祉協議会 事務局長
3	肝 付 正 籍	小林市小中学校長会 会長
4	内 竹 智 子	小林市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
5	谷 元 裕 子	放課後児童クラブ連絡協議会 紙屋小放課後児童クラブ代表
6	池 田 武 司	小林子育て支援協会 三松小放課後児童クラブ統括責任者
7	下 別 府 敏 郎	小林保育会 会長 認定こども園日章 園長
8	北 迫 栄 祐	小林地区私立幼稚園連合会 かおる幼稚園 園長
9	橋 満 里 美	@pocket 代表
10	佐 土 原 誠	「絆を結ぶ物語」実行委員会 会長
11	小 野 留 美	小林市 PTA 協議会 副会長
12	脇 田 拓 実	保育園保護者代表
13	押 川 美 香	公募委員
14	橋 口 智 英	公募委員
15	富 満 聖 子	小林市健康福祉部長

2 こども・若者の意見聴取の取組

市民団体の「『絆を結ぶ物語』実行委員会」と協働し、市内の小中高生を対象としたワークショップ等を開催し、小林市の現状やこどもまんなか社会に対する意見をいただきました。

(1) 絆を結ぶ物語^{がくえん}楽園

「絆を結ぶ物語楽園」は、校長先生・副校長先生等の全てを高校生たちで組織し、小林市内で活動を行っています。楽園のコンセプトは、『友だちのように大人と出会う場所』で、月に1回程度の学校（講座やイベント等）を企画・開催しています。

今回、小林市こども計画を策定するにあたり、楽園の協力を得て、6月及び7月の学校で、こどもまんなか社会や小林市に関するワークショップ等を開催しました。

① 絆を結ぶ物語楽園2024・6月

日 時：令和6年6月22日（土）14:00～16:00
 会 場：TENAMU 交流スペース
 テーマ：こどもの権利とこどもまんなか社会の実現に向けて
 参加者：中学生及び高校生 計41名

【講演】

演 題：こどもの権利とこどもまんなか社会の実現に向けて

講 師：平野 裕二 氏

（子どもの権利条約ネットワーク運営委員）



【ワークショップ】

テーマ：子どもたちの意見を小林市に届ける方法

・ワークショップの主な意見

分類	詳細
SNS・インターネットの活用	・各種SNSを活用して、情報発信を行いながら、コメントによる意見を受け付ける
その他メディア等の活用	・テレビ、ラジオ、新聞等で情報を発信する ・ポスターを掲示する
アンケート等の実施	・学校を通じてアンケートを実施する ・意見箱を人が集まる場所に設置する ・イベントの機会にアンケートを実施する
対話・交流の機会の設定	・大人と交流できる場を設ける ・行政と話ができる機会を設ける ・学校の中で話し合いを行う機会や場を設ける
その他	・直接行政に連絡する ・講演会を開催する ・若い人を行政職員に採用する

② 絆を結ぶ物語楽園2024・7月

日 時：令和6年7月13日（土）14:00～16:00
 会 場：TENAMU 交流スペース
 テーマ：こどもの権利とこどもまんなか社会の実現に向けて
 第2弾！
 参加者：中学生及び高校生 計32名



【ワークショップ①】

テーマ：小林市が住みやすくなるために必要なこと

・ワークショップの主な意見

分類	詳細
小売店・飲食店の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・ショッピングモール、大型チェーン店、小林市ならではの店舗等が増えること ・市全体に様々な店舗ができること
遊び場の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・天候に関わらず遊べる場所が増えること ・公園や娯楽施設が増えること ・スポーツを楽しむことができる場が増えること
交通の利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・交通手段が増えること ・JRやバスの本数が増えること ・道路の幅が広がること
イベントの増加	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや交流の機会が増えること
観光面の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・観光を楽しむことができる場所（観光スポット、宿泊施設）を増やすこと
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの不法投棄や空き家の増加といった環境面の問題が改善されること ・人口が増えること ・インターネットを活用した取組が強化されること ・テレビ（地上波）のチャンネル数が増えること



○ 絆を結ぶ物語楽園2024・6月の様子

【ワークショップ②】

テーマ：「小林市が住みやすくなるために必要だと思うこと」を実現するために必要な取組

・ワークショップの主な意見

テーマ	分類	必要な取組
小売店・飲食店を増やす	空き地等の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き地や空き家を活用する ・ 土地を事業者に安価で提供する ・ 放置されている山林について、スペースの活用、木材の建設資材として活用といった形で活用する
	広報の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSを活用した事業者等への周知を行う
	起業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の提供 ・ 国や県の補助金の活用 ・ ふるさと納税や産業の活性化等により、支援に必要な財源を確保する
	人材確保支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生のアルバイトを認めるなど、人材確保を支援する ・ 保育施設の整備により、子育てをしながら働くことができる環境を整備する
	利用者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て中の保護者が利用しやすいよう、店舗内にキッズスペースを設けたり、離乳食の提供を行ったりすることを店舗に促す ・ 人口増加策を推進する
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が求める商業店舗について、アンケート調査を実施し、ニーズを踏まえた誘致を行う
遊び場を増やす	空き地等の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き地や空き家を活用する
	交流の機会や場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祭などのイベントを活性化させる ・ 交流スペースを増やす
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもたちによる遊び場づくりを大人が支援する ・ 体育館を積極的に貸し出す
生活環境を改善する	ごみに関する問題の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ拾い活動・大会を行う ・ ごみの分別やポイ捨てに関する啓発を行う ・ ごみ捨て場を増やす ・ 禁煙を推進する
	空き地等に関する問題の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草刈りや清掃活動を推進する ・ 草刈り機の貸出を行う
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物保護の活動を推進する



○ 絆を結ぶ物語楽園2024・7月の様子

テーマ	分類	必要な取組
テレビのチャンネル数を増やす	要望活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や市に対する要望を行う ・ 未放映の放送が見られるような環境を整える
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市独自に放送局を開設する ・ 放送してほしい番組に関するアンケートを実施する
イベントや交流の場の創出による小林市の活性化を図る	SNSの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSで開催情報を発信する ・ SNSでイベントや祭の様子を発信し、全国的なバズりを狙う ・ SNS内での交流の場を設ける
	周知の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントのポスターを作成し、商業店舗等でも掲示してもらう
	イベントの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営の中心を中学生が担うイベントを開催する ・ 祭を開催できる場所を確保する ・ 新規開業店舗でこどもを交えた交流イベントを開催する ・ クラウドファンディングを活用する
運動ができる場所を増やす	資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家や空きスペース、利用されず空いている駐車スペース等を活用する ・ 小林総合運動公園周辺を清掃する
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ用品店を誘致する
交通利便性を向上させる	JRの利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民からの寄附も含め、財源を確保し、JRに本数増加や、宮崎市方面への直通便運行の実施を促す ・ 自動運転を推進してもらう
	バスの利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転手の確保を促す ・ バスの増便を促す ・ 増便を図るため、バス利用の啓発を行ったり、人が多く集まる場所を確保したりすることで、利用者の増加を図る



(1) こども議会2024～こどもまんなか社会編～

こどもたちの学びを後押しするキャリア教育プログラム「学びの1週間（R6.8.3～R6.8.9）」（「絆を結ぶ物語」実行委員会主催）の初日に、これからの未来を担っていくこどもたち自身が、こども目線で身近な課題について考え、誰かの意見を聞き、自分の意見を発信する機会として、こども議会が開催されました。

※市として、小林市こども計画を策定するにあたり、こども・若者の意見を聴取する貴重な機会として、実行委員会と連携・協力、支援しました。

日 時：令和6年8月3日（土）10:30～15:30
 会 場：TENAMU 交流スペース
 テーマ：自分たちでこどもまんなか社会をつくろう
 参加者：小学2年生～中学3年生 計27名

【ワークショップ】

- 第1部 インプット&対話 「こどもまんなかとは？」
 第2部 グループワーク
 「こどもまんなか社会をつくる」
 第3部 アウトプット&対話
 「こどもまんなか社会をつくるルール」

・こどもたちが考えた「こどもまんなか社会をつくる法律（ルール）」

法律名	みんなが守ると実現する社会
えがお法	明るくて元気な社会
内 容	<p>【第1条】 えんじょ ・場所作り（授業など）</p> <p>【第2条】 とういつ ・学校のルールを揃える</p> <p>【第3条】 きょうかん ・否定をせず最後まで話を聞く</p>

法律名	みんなが守ると実現する社会
こども地方創生法	活気が溢れる賑やかな社会
内 容	<p>【第1条】 空き家の活用 ・小林市内で近年増加している空き家を活用し、子どもの遊び場、学習スペース、部活に活用できるスペースとする</p> <p>【第2条】 交通機関の確保 ・子どもが無料で優先的に利用できる公共交通機関をつくる</p>



法律名	みんなが守ると実現する社会
へいへい法	わくわく平和な社会
内容	
<p>【第1条】 きょう有すること ・自分のアイデアをもち、ふくらませ、それを話すこと</p> <p>【第2条】 そんちょうする ・人の気持ちをそんちょうし、分かり合うこと</p> <p>【第3条】 たすけ合い、平等 ・人それぞれだけど、差がつかないように、たすけ合い平等にすること</p>	

法律名	みんなが守ると実現する社会
子ども自由法	生きいきできるような社会
内容	
<p>【第1条】 子どもだけで入店OK！ ・子どもだけで入店できないところがある。そこを入店できるようにする</p> <p>【第2条】 だれでも可能 ・子どもの身長・年齢制限がある、今、制限されている子供たちも安心できるような遊具を作る</p> <p>【第3条】 自然を保つ ・子どもが過ごしやすくするために今ある自然を保つ、整備する</p>	



法律名	みんなが守ると実現する社会
コバツ子基本法	コバツ子が個性を持てる社会
内 容	
<p>【第1条】コバツ子マネー法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の健康、気持ち ・価値観 ・お金（自由に使える）月1,000円 ・貯金→使い方自由 ・寄付 	
<p>【第2条】コバツ子ONE</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学びの平等 ・授業をみんなが受けれる（オンラインの活用） 	
<p>【第3条】コバツ子トーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換の場 ・定期的に意見の交換 ・アンケートの実施（小中高）（匿名） 	<p>みんなが守ると、コバツ子が個性を持てる社会になります！</p>

法律名	みんなが守ると実現する社会
お金をもらう方法	Children will be "Happy"
内 容	
<p>【第1条】大人による教育費負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校にいる間はすべてタダ！」 すべて＝修学旅行、学費、給食費、教材費 etc… 	
<p>【第2条】大人による子どもの労働許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校に通いながら働ける！」 働ける＝給料をもらう or 経験 例えば、小学校に通いながら薬局で働きたい！ 	
<p>【第3条】大人による安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもを守る環境づくり」 環境＝チャリロード、治療費の補助、動物が多い 	<p>みんなが守ると、Children will be "Happy" な社会になります！</p>



法律名	みんなが守ると実現する社会
個性共有法	個性や自分の意見を出しやすい社会
内容	<p>【第1条】否定せず認め合う ・自分の意見を言うことで後かいしないようになる</p> <p>【第2条】個性を出せる環境づくり ・質問を大事にして、自分の意見を言う機会を増やす</p> <p>【第3条】男女平等を完ぺきに ・男だから女だから関係ない</p>

法律名	みんなが守ると実現する社会
子どもスマイル法	子どもが安心するような社会
内容	<p>【第1条】子どもミーティング ・子どもだけで話し合える場をつくる</p> <p>【第2条】18歳未満の選挙権 ・選挙で18歳未満の意見を分かりやすくするために、18歳以上の票と18歳未満が入れた票の数を分ける</p> <p>【第3条】大人エデュケーション ・大人が理解するために子どもが大人を教育する</p>

《参加者の感想～参加してがんばれたこと/印象に残ったこと～》

- ・恥ずかしかったけどいっぱい質問した。(小学2年)
- ・ほうりつを作ったこと(小学4年)
- ・いろんな人と考えるといい案がたくさんできてきていて、とってもやりがいがありました。(中学1年)
- ・内容は難しかったけどがんばって自分なりに考えた。(中学1年)
- ・法律を考えることは貴重な体験になりました。(中学1年)
- ・参加してがんばれたことは、班のなかの代表者が意見を発表するときに、いつもは、人前で話すのが苦手な学校でも意見を言わない立場だけど、しっかり自分の意見を言うことができたことです。印象に残ったことは、最後にした法律を考える活動です。こういう機会はないと思うのでとても楽しく活動ができたことが印象に残りました。(中学2年)
- ・いろんな人に意見をいえた。(中学2年)
- ・大人とこどもの回答が違ったこと(中学2年)
- ・大人と意見交換することで、自分が見えていなかった視点・角度からの意見が聴けて、参考になりました。(中学2年)
- ・人それぞれ意見があって、発表を聞いてみて、また考えとかが深まったりして良かった。(中学2年)

3 用語解説

あ行	
ICT	Information and Communication Technology の略。 日本では既に一般的となっている IT = 情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加えた言葉。
インクルーシブ	全てを含んでいる、包括的といった意味を持つ。インクルーシブ教育（障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ教育）等として用いられる。
か行	
教育扶助	生活保護法による扶助の一つで、義務教育を受けるために必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給されるもの。
クラウドファンディング	不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語。
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産むこどもの平均数を示す。合計特殊出生率が 2.07 以上であれば人口は増加傾向、2.07 未満であれば減少するといわれている。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。（2.07 は、現在の日本の人口置換水準の数字。人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。）
子育て世代包括支援センター	保健師等の専門スタッフが妊産婦等からの妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供することを目的とする施設。
こども家庭センター	令和 6 年 4 月に施行された改正児童福祉法において、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一元化したものとして定められた、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う施設。
子ども家庭総合支援拠点	全てのこどもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、子育てに関する不安や悩み、不登校、家庭内暴力等の様々な相談を受け、支援機関へのつなぎや情報提供を行う拠点。
子ども食堂	こどもや地域住民に対し、無料または低額で「栄養のある食事や温かな団らん」を提供する取組。こどもが一人でも行くことができ、食事だけでなく、地域住民との交流の場と組み合わせているところもある。

さ行	
児童虐待	保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者)が18歳未満の児童に対し、叩く・蹴る等の身体的虐待、わいせつな行為をする性的虐待、育児放棄(ネグレクト)、著しい暴言や拒絶を行う心理的虐待の4種類に分類される。
児童扶養手当	父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るために支給される手当。
就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して行われる学用品代や給食費などの援助。
重層的支援体制	支援を必要とする人の複合・複雑化したニーズに対応するため、関係機関・団体や地域の関係者等によって構築された、支援が必要な人を断らずに受け止め、つながり続けることができる体制。
スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識・経験を有し、児童生徒へのカウンセリングや、教職員・保護者に対する助言・援助を行う専門職。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境への働きかけなどを行う専門職。
た行	
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域子育て支援センター	就学前(概ね3歳未満)のこどもや保護者を対象に、遊びの場を提供するとともに、子育てに関する相談対応などを行う機関。
等価可処分所得	世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人数の平方根で割ったもの。
特定教育・保育施設	幼児期に教育の基礎をつくる教育機関としての「幼稚園」、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する「保育所(園)」、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ「認定こども園」の3つの施設のこと。施設の利用を希望する場合は、市町村からの認定が必要となる。
は行	
パブリックコメント	基本的な政策等を策定する際に、趣旨・内容等を広く公表し、住民等から寄せられた意見や情報を考慮して意思決定を行う手続き。

は行（続き）	
伴走型相談支援	全ての妊婦や乳幼児期の子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう自治体が面談や情報発信を行う取組。妊娠期から出産・子育てまで各段階のニーズに合わせて、一貫して相談に応じ、継続的な支援を行う。
ファミリー・サポート・センター	小学校6年生以下の子どもを対象に、育児の援助を受けたい人と支援したい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。
放課後子ども教室	子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を通して、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的として活動している事業。
放課後児童クラブ	昼間、就労等により保護者がいない家庭の小学生を対象に、放課後や長期休暇中に余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供して、子どもの健全育成を図る事業。
放課後児童対策に係る行動計画	放課後児童対策について、新・放課後子ども総合プランや放課後児童対策パッケージ、子どもの居場所づくりに関する指針など、国の放課後児童対策の考え方を踏まえ、自治体の実情に応じて策定される行動計画。この計画の対象となる子どもは、児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業の対象である「小学校に就学している子ども」。
放課後等デイサービス	発達に不安のある児童生徒を対象に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行う事業。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている若者。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無や年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童。保護者に監護させることが不相当と認められる児童には、虐待を受けていたり、家庭環境などに起因して非行や情緒障がい等を有していたりする児童などが当てはまる。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	働く全ての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。